

議長就任の挨拶

「開かれた議会、

信頼される議会へ」

政策提案、自由な議論、

積極的な情報の提供

湯沢町議会議長 南雲 正



前、田村正幸議長の後を受け、議員各位のご推挙をいただき7月24日湯沢町議会議長の要職に就くことになりました。

決機関として、町民の意思が町の運営に反映するよう活動しなければならぬ」「町の事務事業が公平、効率的に執行され

議会議員としての経験も浅く、恐縮ですが、町民の皆様代表、代弁者として「開かれた議会、信頼される議会」の実現に向けて先導役を務めさせていただきますので、ご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

湯沢町の最高規範として平成23年4月1日施行された「湯沢町まちづくり基本条例」では、議会の役割と責務を「町民を代表して最終的意思を決定する議

ているかどうか、町民の立場に立って監視し、けん制しなければならぬ」「町民のニーズに対応した政策立案に積極的に努めなければならぬ」と明確に定めています。

しかしながら、現実には議会運営のルールに従って議会の意思は決定されていますが、往々にして町民の皆様意思よりも政治的交渉や取引が優先されるケースもあり、それが町民の皆様方の議会に対する厳しい目となり、議会に対する不信感となっていることも認識しています。

議員一人一人が、湯沢町基本条例に規定された議会の役割と責務を遵守し、活動することが議会の基本理念であることを再認識し、町民の皆様のために「開かれた議会、信頼される議会」を目指して、町民の皆様の声を聴聞きながら、広い視野に立った政策提案、自由な議論、積極的な情報の提供等のできる議会構築に向けたルール作りに取り組みます。

開かれた議会、
信頼される議会を
目指して議会基本
条例の策定作業が
始まります

議員有志6名による基本条例勉強会（座長南雲正、副座長高橋綾夫、書記角谷勉、委員半沢利貞、佐藤守正、岸野雅人）が6月に発足し、議会基本条例の必要性について研究してきました。

メンバー全員が「議会基本条例を制定すべきである」という結論に達し、9月の議員全員協議会で報告して全議員の賛同を得ました。

議会基本条例の必要性と効果

今まで議会の取り決めは、平成14年に制定された「議会申し合わせ事項」をルールとしてきましたが、これは議会の内部規則であり、町民の皆様の意向の反映や周知も必要なく、意思の規制等について理解を得ることは難し